

令和 6 年 5 月 28 日現在

機関番号：17102

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13320

研究課題名（和文）東アジア君主制国家における臣下服喪儀礼の比較史的研究

研究課題名（英文）A comparative historical study of the national rites of mourning in East Asian monarchies

研究代表者

山下 洋平（YAMASHITA, Yohei）

九州大学・人文科学研究院・専門研究員

研究者番号：40737243

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：古代日本と中国（魏晋南北朝から唐）で実施された喪礼（臣下服喪儀礼や拳哀儀）を比較検討した結果、以下の2点が明らかとなった。

中国では、官僚機構の枠組みが官人の行う喪礼の構造を明確に規定していたが、日本では、8世紀で既に官僚制の枠組みにとらわれない喪礼、すなわち、氏族制的秩序や天皇との人格的關係を反映した喪礼が行われた。

日本の8世紀における中国的喪礼受容には、天武天皇殯儀礼より継承した氏族制的要素が影響し、そうした要素は9世紀を通して喪礼のなかに維持され、その結果、10世紀には天皇との人格的關係や日常の奉仕關係を重視する新たな喪礼が形成された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究成果の学術的意義は、日中の君主等の喪礼（臣下服喪儀礼や拳哀儀）を詳細に分析することで、両者の相違点を明らかにし、そこから、日本古代における中国的喪礼受容の特質、王権のあり方、礼認識を解明したことである。とりわけ、官僚制が喪礼の構造をいかに規定したかという点に着目したことで、日本古代の喪礼が、官僚制のみならず、氏族制や天皇との人格的つながりにも大きく影響を受けて形成され、また、変容していったことを明らかにすることができた。

また、本研究は、今日なお日本文化の形成に深く関わっている儒教や礼の受容を解明したのもでもあり、異文化交流・融合に対する理解・関心を促す社会的意義を有する。

研究成果の概要（英文）：As a result of a comparative study of the national rites of mourning in ancient Japan and China (from the Wei 魏, Jin 晋 and Southern Northern Dynasties to the Tang 唐 Dynasty), the following two points have become clear.

In China, the bureaucracy clearly defined the structure of the national rites of mourning. But in Japan, as early as the 8th century, the national rites of mourning were not bound by the bureaucracy. The national rites of mourning in Japan reflected the clan system and the personal relationship with the emperor.

Japan accepted Chinese national rites of mourning in the 8th century. Its acceptance was influenced by the clan system elements of Mogari 殯 at the time of death of Emperor Tenmu 天武. Throughout the 9th century, elements of clan system were maintained in national rites of mourning. As a result, in the 10th century, a new national rites of mourning was born that emphasized the personal relationship with the emperor and daily service to the emperor.

研究分野：日中比較儀礼史

キーワード：喪礼 服喪 拳哀 礼制 儒教 官僚制 王権 氏族制

1. 研究開始当初の背景

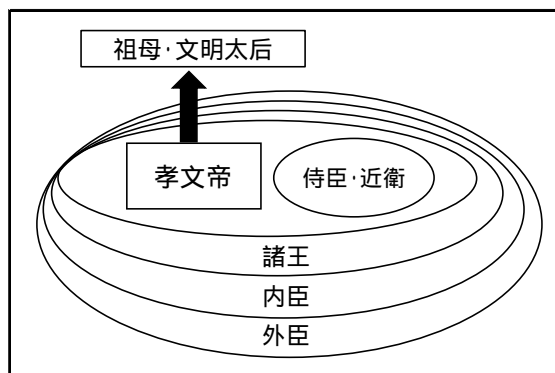
日本古代において天皇・太上天皇、后が崩御すると、臣下は亡き君主や后のために喪に服さなければならなかった(以降、臣下服喪儀礼)。臣下服喪儀礼は、従来、喪葬令服紀条に「君の為に一年」と規定があることで知られ、奈良時代の称徳天皇崩御時に、令文通り一年の実施が図られたこと等が指摘されてきた。しかし、当該儀礼は君臣関係が可視化される重要儀礼であるにもかかわらず、奈良から平安時代にかけて散見する事例が個々に分析されることはなかった。

そこで研究代表者は、以前より、奈良・平安時代の個々の臣下服喪儀礼を、その継受元である唐代皇帝・后崩御時の例と比較して考察することで、奈良時代の朝廷が天皇を中心とする一君万民的支配を志向したことや、平安時代の朝廷が多元的君臣・主従関係を許容したこと等を明らかにしてきた。

その後、研究代表者は、日本古代における当該儀礼の特質をより明確にするためには、比較の対象を唐代以前の王朝まで広げることが必要であると感じ、北魏孝文帝による礼制改革の一環とされてきた文明太后崩御時の臣下服喪儀礼の考察にも着手した。

孝文帝は祖母・文明太后のために自ら三年の服喪を主張しつつ、自分に従って服喪(以降、従服)を行う臣下の服喪装束や服喪期間を官職や身分に則して区分した。この時、孝文帝が自らの服喪と全く同様の装束と期間で服喪するよう指示したのは、侍中・散騎常侍・侍御中散等の侍臣と近衛武官の統率者であった(右図の「侍臣・近衛」)。

一方、尚書省以下に所属する行政官人は、例え皇室に親しい高官であっても服喪装束や期間を軽くするよう指示された(右図の「外臣」)。すなわち、孝文帝が行った従服者の区分は、徹底して官僚制の枠組みに則したものであった。



孝文帝の服喪に従って服喪する臣下のイメージ

これまで考察してきた平安時代の臣下服喪儀礼においても、北魏の事例と同様に近臣が天皇に従って従服する事例が散見していた。しかし、行政官である大臣以下公卿が近臣として従服する等、北魏と相違する点も目立ち、研究代表者はこれら日本と中国における近臣による従服の性質は本質的に異なるものではないかと考え、より詳細な比較が必要であると思うに至った。

2. 研究の目的

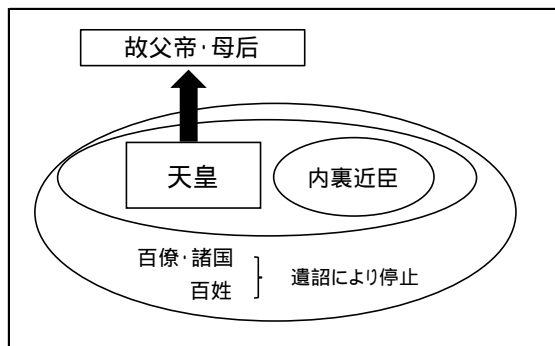
本研究の目的は、古代日本とその継受、影響元である中国諸王朝(魏晉南北朝から唐)で実施された臣下服喪儀礼、とりわけ、天皇や皇帝近臣による従服を比較分析することによって、日中の君主制および官僚機構の相違、特質を明確にすることである。

3. 研究の方法

本研究では、古代日本が中国の喪礼を導入して臣下服喪儀礼を実施した点を考慮し、第一段階として、中国諸王朝の臣下服喪儀礼を考察する。北魏については、既に文明太后崩御時の臣下服喪儀礼を考察し、官僚制の枠組みを強く意識した儀礼が実施されたことを確認している。したがって、本研究では、まず、徹底的に官僚制に則した臣下服喪儀礼が、北魏の他の皇帝や后崩御事例でも見られるかを確認していく。なお、本研究は主に臣下服喪儀礼を考察の対象とするが、臣下服喪儀礼と同じく重要な喪礼である臨(臣下が亡き君主や后に対して行った慟哭儀礼)にも注目する。

北魏の事例を考察した後は、孝文帝以降、北魏において継承王朝として明確に意識された西晋、さらに東晋の事例を考察していく。北魏、晋における臣下服喪儀礼を考察した後は、北魏と直接交渉した宋以降、南朝の諸王朝の事例を考察していく。

なお、西晋・東晋・南朝の臣下服喪儀礼考察のポイントも、北魏の考察と同様、臣下服喪儀礼が官僚制の枠組みに則して実施されていたかにある。官僚制とは異なる関係を意識した服喪区分、服喪状況、例えば、皇室の外戚や皇帝・后の恩寵を受けていた特定の臣下等が侍臣と同様に長期間服喪するという状況があれば、それは当該王朝の君主制や官僚機構の性質、あるいは伝統的な礼に対する姿勢を読み解く契機と考えている。



天皇の服喪に従って服喪する臣下のイメージ

次に、本研究の第二段階である日本古代の

臣下服喪儀礼の再検討を行う。本研究以前の奈良・平安時代の臣下服喪儀礼研究では、官僚制という枠組みがどこまで意識されていたのかという視点が乏しかった。したがって、第二段階では、改めて奈良・平安時代の臣下服喪儀礼記事を解説し直し、「内裏近臣」「近習」等と史料上に表れ、天皇とともに服喪した官人たち（上図の「内裏近臣」）の官僚機構上での位置づけを明確にしていく。なお、中国側の考察と同様、挙哀（中国の臨と同様、亡き天皇・后への慟哭儀礼）における天皇や近臣、その他官人の動向も考察の対象としていく。

上記の考察によって服喪する官人たちの位置づけが明確になれば、日本古代における臣下服喪儀礼と官僚機構との関わりが明らかになり、はじめて、第一段階で考察した北魏・晋・南朝の事例との詳細な比較検討が可能となる。この比較検討によって、双方の君主制・官僚制、あるいは貴族制の特質が明らかになると考える。

4. 研究成果

(1) 日中臣下服喪儀礼における近臣服喪の考察

令和元年度（2019）から令和2年度（2020）にかけては、故父帝や故母后のために服喪を行う君主に従服した日中の近臣等が、各々、官僚機構上のような立場の官人であったかを考察した。具体的には、魏晋南北朝期の北朝、隋唐にかけての考察と日本の7世紀後半から10世紀初頭にかけての考察を行った。

その結果、中国側では、官僚機構上での内廷・外廷という枠組みが、官人の行う服喪や臨の儀礼構造を明確に規定していたことが明らかになった。一方、日本側では、百官が服喪を停止されるなか、内廷的な性質を持つ中務省の近侍官のみならず、百官の統率者であり外政を司る議政官も故天皇への服喪を行う等、8世紀で既に官僚制の枠組みにとらわれない喪礼奉仕が見られた。こうした喪礼の背景には、当該期の官僚機構が、氏族制的な秩序、あるいは、天皇との人格的な結びつきに依存しつつ稼働していたという状況があると考えた。

また、上記のような8世紀の喪礼のあり方は、9世紀になると、氏族制的な側面は、天皇崩御時の嗣天皇・公卿・侍臣による挙哀儀に引き継がれ、天皇との人格的な結びつきを示す側面は、太上天皇崩御時の近臣・近習者による服喪・挙哀儀に引き継がれていったと考えた。

なお、これらの考察の結果は、報告「国家喪礼からみた律令官僚機構」（史学会・日本史部会・古代史シンポジウム「日本律令制と中国文明」、2019年11月10日、於東京大学法文2号館）および、拙稿「日中の臣下服喪・挙哀儀からみた律令官僚機構の一側面」（『史学会シンポジウム叢書『日本古代律令制と中国文明』山川出版社、2020年11月）として公表した。

(2) 天武天皇殯儀礼と8世紀以降の臣下服喪儀礼・挙哀儀の考察

上記(1)の研究では、中国では官僚制の枠組みが喪礼のあり方に強く影響したのに対し、古代日本では、それ程影響しなかったこと等を明らかにしたが、こうした相違が官僚制の性質の違いのみならず、喪礼自体のとらえ方の違いにも起因していることとみて、令和2年後半から3年度にかけては、7世紀から9世紀の日本における天皇（大王）崩御にともなう殯儀礼（具体的には発哀・哭・誄儀礼）服喪・挙哀の性質を再検討した。その結果、日本古代における喪葬関連の諸儀礼の位置づけや展開を改めて次のように考えることができた。

7世紀後半の天武天皇殯儀礼で行われた諸儀礼のうち、慟哭は、王権への服属を示す役割があり、種々の誄（シノビゴト。諸官司の誄、隼人・蝦夷による服属儀礼的な誄、諸臣による先祖等の奉仕を述べる誄等）は、天武王権の支配のあり方を周囲に示す示威的な儀礼でもあった。

こうした氏族制的な殯儀礼の性質は、後に受容された中国的喪礼である挙哀や服喪にも継承され、挙哀初日のミカドオガミ的な拝礼、東宮で行われた嗣天皇・公卿の挙哀、官人から百姓まで全国一律的に実施される服喪等、日本独自の喪礼を形作り、天皇のもとに支配者層が再結集する動きとも相俟って、9世紀を通して遺制として存続した。

その結果、官僚制を媒介しない王権との人格的・直接的なつながりも、8・9世紀の喪礼のなかに維持され、そうした要素は後の昇殿制の整備や公卿・殿上人・諸大夫制の成立等を機に表面化され、天皇との人格的結合や日常の奉仕関係重視の新たな喪礼を生み出した。

なお、これらの成果は、報告「日本古代国家における喪葬諸儀礼の位相」（東方学会・秋季学術大会 オンライン、2020年11月）および、拙稿「日本古代国家における喪葬諸儀礼の位相」（坂上康俊編『古代・中世の九州と交流』高志書院、2022年5月）として公表した。

(3) 日本古代における中国的喪礼受容研究の集成

令和4年度から5年度にかけては、臣下服喪儀礼や挙哀儀といった中国的喪礼の受容に関するこれまでの研究成果を、論文集刊行を念頭に置いて集成した。

この集成は、本研究の成果で得た中国的喪礼受容の新たな視点、すなわち、日中の臣下服喪儀礼で官僚制的秩序がどの程度反映されたか、日本固有の氏族制的要素が中国的喪礼の受容や展開にどのような影響を与えたかという視点から、本研究以前の成果を見直し、適宜修正する

作業でもあった。その結果、以前の臣下服喪儀礼研究で度々主張してきた日本古代王権の特質、すなわち、古代日本での多元的君臣・主従関係の許容、および、臣・民区別のない王権への奉仕の背景をより多方面から説明することができた。

また、平安時代の臣下服喪儀礼について、古記録等に見える服喪装束の意味するところが、服喪する者が着用する素服であったのか、服喪しない者が軽い慎みを表すために着用する諒闇服（心喪服・軽服）であったのかを再確認した。その結果、院政期の貴族社会では、以前の研究で認識していた以上に、喪礼装束の使い分けが明確に意識されていたことが明らかとなった。

その他、日本側史料に見える「素服」の意味についても見直しを行った。上述したように、日本では「素服」は服喪者が着用する、いわゆる喪服を意味することが一般的であるが、喪礼の継受元である中国では、素服は本来、軽い慎みを表す時に着用する喪礼装束である。こうした日中の素服に対する認識の違いを念頭に置き、日本の「素服」の意図するところを再確認した。

その結果、わずかではあったが、「素（服）」という語句が、いわゆる喪服ではなく、中国のように軽い慎みを表す喪礼装束（上述の諒闇服・心喪服・軽服等に相当）として表記された事例（平城太上天皇崩御時）を確認することができ、当該事例での喪礼状況をより正確に復元することができた。

上記のような見直し、および、研究相互の関連性を踏まえた総轄、全体的な校正を行い、令和5年度研究成果公開促進費（学術図書）の助成により、拙著『日本古代国家の喪礼受容と王権』（汲古書院、2024年2月）を刊行した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 山下洋平
2. 発表標題 日本古代国家における喪葬諸儀礼の位相
3. 学会等名 東方学会秋季学術大会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 山下洋平
2. 発表標題 国家喪礼からみた律令官僚機構
3. 学会等名 史学会第117回大会・日本史部会・古代史シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 坂上康俊、延敏洙、堀江潔、柴田博子、河上麻由子、重松敏彦、永山修一、森哲也、田淵義樹、吉永匡史、細井浩志、山下洋平、渡部史之、末松剛、松園斉	4. 発行年 2022年
2. 出版社 高志書院	5. 総ページ数 367
3. 書名 『古代中世の九州と交流』	

1. 著者名 大津透、市大樹、古田一史、西本哲也、武井紀子、山下洋平、辻正博、坂上康俊、丸山裕美子、吉永匡史、榎本淳一、三谷芳幸	4. 発行年 2020年
2. 出版社 山川出版社	5. 総ページ数 298
3. 書名 史学会シンポジウム叢書『日本古代律令制と中国文明』	

1. 著者名 山下洋平	4. 発行年 2024年
2. 出版社 汲古書院	5. 総ページ数 320
3. 書名 日本古代国家の喪礼受容と王権	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------